

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（改革推進課）

一 趣旨

新型コロナウイルス感染症対応及び児童虐待防止対策を強化するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

知事の事務を補助する職員

六千八百五十七人 ↓ 六千九百七十六人（十百十九人）

三 施行期日

令和三年四月一日